



令和 7 年度

財政健全化判断比率等審査意見書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

琴 浦 町 監 査 委 員

目 次

1 令和7年度財政健全化判断比率等審査意見書	1
------------------------------	---

【用語説明】

実 質 収 支 : 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

単 年 度 収 支 : 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

実 質 単 年 度 収 支 : 単年度収支に、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立金及び繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩額)を差し引いた額

実 質 赤 字 比 率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、一般会計等の実質収支(赤字)の割合

標 準 財 政 規 模 : 地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す

【算定式】 標準財政規模 = (標準税収入額) + (普通地方交付税額) + (地方譲与税)

連結実質赤字比率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、全会計の実質収支(赤字)の割合

実 質 公 債 費 比 率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、公債費(借金返済)の割合で、資金繰りの危険度を示す。
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率3カ年の平均値で表される。

将 来 負 担 比 率 : 標準財政規模(自治体の収入)に占める、将来的に負担する可能性のある借金の割合

資 金 不 足 比 率 : 事業規模(会計の収入)に占める、資金不足の割合

早 期 健 全 化 基 準 : 財政状況はかなり悪化しているが自主的な努力により何とか財政の健全化が図られる
(イエローカード) だろうという段階

財 政 再 生 基 準 : 財政状況はかなり悪く、国・県の強力な関与のもとで確実な財政再生を実行しなければ
(レッドカード) ならない段階

経 常 収 支 比 率 : 義務的性格の経常経費に、経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ること
により当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

【算定式】
$$\frac{\text{(経常経費充当一般財源)}}{\text{(経常一般財源総額)} + \text{(減収補填債特例分)} + \text{(臨時財政対策債)}}$$

令和7年度財政健全化判断比率等審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、琴浦町監査基準に準拠し、町長から提出された令和7年度琴浦町健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として関係職員の説明を聴取し、審査手続きを実施した。

については、本事業の経営内容を把握するため、係数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

2 審査の期間

令和8年7月23日(木) ～ 8月3日(月)

3 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された、健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

第1表【財政健全化判断比率】

(単位: %)

比率区分	令和7年度 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— ※赤字無し	14.05	20.00
②連結実質赤字比率	— ※赤字無し	19.05	30.00
③実質公債費比率	11.4 [対前年度 0.2ポイント 改善]	25.00	35.00
④将来負担比率	31.1 [対前年度 5.2ポイント 改善]	350.00	
⑤資金不足比率	資金不足はなく、数値なし。		

(2)個別意見

◆財政判断比率、資金不足比率

早期健全化基準(超過の場合、起債の許可制度への移行)及び財政再生基準(超過の場合、財政健全化団体(起債制限)への移行)は、数値なし。また、基準を下回っている。

① 実質赤字比率

- 標準財政規模に対する普通会計(一般会計)の実質赤字額の割合
・赤字はなく、数値なし。

② 連結実質赤字比率

- 標準財政規模に対する連結実質赤字額(普通会計、特別会計、公営企業会計)の割合
・各会計において赤字はなく、数値なし。

③ 実質公債費比率【令和7年度 11.4%】(対前年度:△0.2%、6年度 11.6%)

【改善の要因】

分母の普通交付税の増額以上に、分子の地方債の元利償還金が増額したことが主な要因となり、実質公債費比率(単年度)は+1.22%増加したが、実質公債費比率(単年度)の令和4年度と令和7年度を比較すると△0.69%改善したことから、3カ年平均については、11.4%(△0.2%)に改善した。

第2表【実質公債費比率の状況】

(単位: %)

実質公債比率	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
(単年度)	11.76	10.54	12.08	12.45
令和6年度(3カ年平均)		11.6		
令和7年度(3カ年平均)	11.4			

(単位: 千円)

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	1,442,139	1,377,505	1,363,587
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金	499,277	465,324	521,923
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	33,763	38,554	50,287
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	0	0	1,236
特定財源の額	32,989	38,014	40,533
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	389,670	391,159	389,470
災害復旧費等に係る基準財政需要額	874,457	863,949	843,440
基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	4,120	5,400	6,955
標準税収入額等	2,354,668	2,300,068	2,289,802
普通交付税額	4,645,672	4,473,825	4,354,604
臨時財政対策債発行可能額	—	15,024	31,746

④将来負担比率【令和7年度 31.1%】(対前年度:△5.2%、6年度 36.3%)

- 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。
- ・今年度は、5.2ポイント改善された。

【改善の要因】

- 普通交付税の増額(+171,847千円)及び標準税収入額等の増額(+54,600千円)により標準財政規模が増加した。
- 交付税算入の有利な過疎対策事業債の償還費が増えたことにより、公債費に係る基準財政需要額算入見込額が増加した。

⑤資金不足比率

- 対象は、水道事業、下水道事業、船上山発電所管理の3会計。
- ・いずれも資金不足はなく、数値なし。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

【資料】将来にわたる実質的な財政負担

計算上(一昨年度データ)ではあるが、この表から将来にわたる実質的な財政負担について、年々減少傾向にあるものの鳥取県下で琴浦町は高い方で、それだけ住民一人当たりの財政負担率も高いと言える。

【令和6年度普通会計決算(将来にわたる実質的な財政負担)】

(単位:千円)

町村名	区分	地方債現在高 (A)	債務負担行為 (B)	積立金現在高 (C)	実質的な財政負担 (A)+(B)-(C)	
						住民一人当
岩 美 町		6,233,207	594,102	3,653,814	3,173,495	295
若 桜 町		4,185,791	30,822	1,865,405	2,351,208	880
智 頭 町		7,620,992	845,732	2,610,941	5,855,783	955
八 頭 町		12,983,149	312,375	6,936,320	6,359,204	411
三 朝 町		6,713,705	115,811	3,720,669	3,108,847	537
湯 梨 浜 町		12,779,064	378,669	5,750,528	7,407,205	457
琴 浦 町		9,473,256	778,989	3,569,162	6,683,083	423
北 栄 町		8,183,289	201,893	4,151,545	4,233,637	300
日 吉 津 村		3,063,501	42,951	1,155,094	1,951,358	540
大 山 町		7,380,297	3,188,694	5,766,125	4,802,866	325
南 部 町		5,636,817	796,129	2,990,913	3,442,033	341
伯 耆 町		3,382,936	130,611	4,695,920	△ 1,182,373	△ 117
日 南 町		6,720,514	266,003	5,828,795	1,157,722	300
日 野 町		3,509,827	555,680	3,764,643	300,864	114
江 府 町		4,343,209	1,145,740	1,605,776	3,883,173	1,566

※出典:令和7年度鳥取県市町村要覧